

議案第24号

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

住民基本台帳法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正

飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表13の部から15の部までを次のように改める。

13	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の閲覧手数料	1ページにつき 1,000円	1ページ当たり 20人とする。
14	住民基本台帳法第12条第1項又は同法第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付及び同法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付手数料	1件につき300 円	
15	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定による除票の写し及び除票記載事項証明書の交付手数料	1件につき300 円	

別表40の部を42の部とし、16の部から39の部までを2部ずつ繰り下げ、15の部の次に次のように加える。

16	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき300 円	
17	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件につき300 円	

第2条 飛驒市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表42の部(7)の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同部(9)の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略 別表(第2条関係)				本則・附則 略 別表(第2条関係)			
番号	手数料の種類	金額	備考	番号	手数料の種類	金額	備考
1の部~12の部 略				1の部~12の部 略			
13	住民基本台帳法第11条第1項 の規定による住民基本台帳の閲覧 手数料	1ページにつ き1,000円	1ページ当 たり20人と する。	13	住民基本台帳法第11条の2第1項 の規定による住民基本台帳の閲覧 手数料	1ページにつ き1,000円	1ページ当 たり20人と する。
14	住民基本台帳法第12条第1項 の規定による住民票の抄本謄 本及び住民票記載事項証明書 の交付手 数料	1件につ き 300円	抄本又は謄 本を1件と する。	14	住民基本台帳法第12条第1項又は 同法第12条の3第1項若しくは第 2項の規定による住民票の写し又 は住民票記載事項証明書の交 付及び同法第12条の4第1項の規 定による住民票の写しの交付手 数料	1件につ き 300円	
15	住民基本台帳法第20条において準 用する法第12条第1項の規定によ る戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につ き 300円	抄本又は謄 本を1件と する。	15	住民基本台帳法第15条の4第1 項、第3項又は第4項の規定によ る除票の写し及び除票記載事項証 明書の交付手数料	1件につ き 300円	
				16	住民基本台帳法第20条第1項、第 3項又は第4項の規定による戸籍 の附票の写しの交付手数料	1件につ き 300円	

資 料

16の部～40の部 略			
18の部～42の部 略			

(第2条) 飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略 別表 (第2条関係)				本則・附則 略 別表 (第2条関係)			
番号	手数料の種類	金額	備考	番号	手数料の種類	金額	備考
1の部～41の部 略				1の部～41の部 略			
42	略			42	略		
	(1)～(6) 略				(1)～(6) 略		
	(7) 法第35条の6第1項に規定する保安確保機器設置等認定申請手数料	1件につき認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数(以下この項において「一般消費者等数」という。)が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上一万戸未満のものにあつては			(7) 法第35条の6第1項に規定する保安確保機器設置等認定申請手数料	1件につき認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数(以下この項において「一般消費者等数」という。)が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上一万戸未満のものにあつては	

資 料

		80,000円、一般消費者等数が一万戸以上のものにあつては110,000円	
(8)	略		
(9)	法第37条の2第1項に規定する貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	
(10)～(16) 略			

		80,000円、一般消費者等数が一万戸以上のものにあつては98,000円	
(8)	略		
(9)	法第37条の2第1項に規定する貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	
(10)～(16) 略			

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部、消防本部
提案理由	住民基本台帳法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>(1) 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票に関する規定が設けられたことに伴い、当該除票の写し等の交付手数料を定めるための改正を行うもの。</p> <p>(2) 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」(令和4年政令第32号)により地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)が改正されたため、当該標準額に合わせるための改定を行うもの。</p>
条例の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>(1) 「住民基本台帳法」の改正関係</p> <p>① 住民票の除票の写し等の交付手数料の追加</p> <p>土地所有者問題の対応等、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズが高まっていること等から、転出や死亡等により住民票等を削除した後も「除票」として保存し、長期かつ確実な保存を実現するため、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写し等を交付する制度が明確化された。これに伴い、当該写し等に係る交付手数料を規定する。</p> <p>② 文言等の修正</p> <p>住民基本台帳法に適合した内容とするため、文言及び引用条項番号の修正を行う。</p> <p>(2) 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正関係</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項で規定する保安確保機器設置等の</p>

	<p>「認定申請手数料」及び同法第37条の2第1項で規定する貯蔵施設等の「変更許可申請手数料」の標準額が改定されたことに伴い、当該条例の関係箇所について、標準額に合わせるための改正を行う。</p>						
市民への影響等	<p>【市民等への影響】</p> <p>(1) 交付を必要とする者から徴収するものであり、また金額に変更はないことから市民への影響はない。</p> <p>(2) 認定申請手数料、変更許可申請手数料ともに事業者が負担するものであり、市民への影響はない。</p> <p>なお、手数料徴収が必要となる市内事業者は、認定申請手数料の改正に関しては該当なし、変更許可申請手数料に関しては5事業所（7施設）が要件に該当。過去10年で6回の申請実績がある。</p> <p>【影響の規模（参考数値）】</p> <p>(1) 令和2年度の交付件数及び手数料収入額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>住民票の除票の写し</td> <td>307件</td> <td>92,100円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の除票の写し</td> <td>158件</td> <td>47,400円</td> </tr> </table> <p>これまで、これらの手数料については個別に規定された証明等以外の交付手数料の規定を根拠として徴収していたが、法令に即した内容とするため、個別に規定するものである。</p>	住民票の除票の写し	307件	92,100円	戸籍の附票の除票の写し	158件	47,400円
住民票の除票の写し	307件	92,100円					
戸籍の附票の除票の写し	158件	47,400円					
施行日	<p>（第1条）公布の日</p> <p>（第2条）令和4年4月1日</p>						
備考							